

○法務省令第十六号

老朽化マンション等の管理及び再生の円滑化等を図るための建物の区分所有等に関する法律等の一部を改正する法律（令和七年法律第四十七号）の施行に伴い、並びに建物の区分所有等に関する法律（昭和三十七年法律第六十九号）及び民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十六年法律第四百四十九号）の規定に基づき、建物の区分所有等に関する法律施行規則及び法務省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年三月二十五日

法務大臣 平口 洋

建物の区分所有等に関する法律施行規則及び法務省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する省令
（建物の区分所有等に関する法律施行規則の一部改正）

第一条 建物の区分所有等に関する法律施行規則（平成十五年法務省令第四十七号）の一部を次のように改

正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

(電磁的方法)

第一条 建物の区分所有等に関する法律(昭和三十七年法律第六十九号。以下「法」という。)第二十六条第二項に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて法務省令で定めるものは、次に掲げる方法とする。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの

イ 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ 送信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて情報の提供を受ける者の閲覧に供し、当該情報の提供を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法

二 電磁的記録媒体(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。次条において同じ。)をもつて調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

2 前項各号に掲げる方法は、受信者がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならぬ。

「条を加える。」

改正前

(電磁的記録)

第二条 法第三十条第五項に規定する法務省令で定めるものは、電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体をもって調製するファイルに情報を記録したものとす。

(電磁的記録に記録された情報の内容を表示する方法)

第三条 「略」

「条を削る。」

(電磁的記録)

第一条 建物の区分所有等に関する法律(昭和三十七年法律第六十九号。以下「法」という。)第三十条第五項に規定する法務省令で定める電磁的記録は、電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。第三条第一項第二号において同じ。)をもつて調製するファイルに情報を記録したものとす。

(電磁的記録に記録された情報の内容を表示する方法)

第二条 「同上」

(電磁的方法)

第三条 法第三十九条第三項に規定する法務省令で定める方法は、次に掲げる方法とする。

- 一 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの
- 二 電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

2 前項各号に掲げる方法は、受信者がファイルへの記録を出力すること

(電磁的方法による提供に係る相手方の承諾等)

第四条 法第三十三条第三項の規定により電磁的方法による提供をしようとする者は、あらかじめ、当該提供の相手方に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならぬ。

2 前項の電磁的方法の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。

一 第一条第一項各号に掲げる電磁的方法のうち、送信者が使用するものの

二 ファイルへの記録の方式

3 第一項の規定による承諾を得た者は、同項の相手方から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該相手方に対し、当該提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該相手方が再び同項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(署名に代わる措置)

第五条 「略」

(電磁的方法による決議に係る区分所有者の承諾等)

第六条 「略」

2 前項の電磁的方法の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。

により書面を作成することができないものでなければならない。

「条を加える。」

(署名に代わる措置)

第四条 「同上」

(電磁的方法による決議に係る区分所有者の承諾)

第五条 「同上」

2 前項の電磁的方法の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。

一 第一条第一項各号に掲げる電磁的方法のうち、送信者が使用するもの

二 「略」

3 「略」

(電磁的方法による通知又は催告に係る相手方の承諾等)

第七条 「略」

2 前項の電磁的方法の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。

一 第一条第一項各号に掲げる電磁的方法のうち、送信者が使用するもの

二 「略」

3 「略」

(改修に関する工事を行うことが著しく困難な配管設備)

第八条 法第六十二条第二項第四号に規定する法務省令で定めるものは、

建物の専有部分(法第二条第三項に規定する専有部分をいう。以下同じ

。)(天井裏に設ける配管設備(当該配管設備を有する階の直上階の専有部分又は共用部分(法第二条第四項に規定する共用部分をいう。以下

同じ。)(の給水又は排水のために設けるものに限る。)であつて、その改修に関する工事を行うことが著しく困難なものとして法務大臣が定め

るものとする。

(公告の方法)

一 第三条第一項各号に規定する電磁的方法のうち、送信者が使用するもの

二 「同上」

3 「同上」

(電磁的方法による通知又は催告に係る相手方の承諾等)

第六条 「同上」

2 前項の電磁的方法の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。

一 第三条第一項各号に規定する電磁的方法のうち、送信者が使用するもの

二 「同上」

3 「同上」

「条を加える。」

第九條 法第八十七條第八項及び第八十八條第五項（同條第十項において準用する場合を含む。次條第二項において同じ。）の規定による公告は、官報により行うものとする。

（公告事項）

第十條 法第八十七條第八項に規定する法務省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 所有者不明専有部分管理命令（法第四十六條の二第一項に規定する所有者不明専有部分管理命令をいう。以下この号において同じ。）の対象とされた専有部分（共有持分を対象として所有者不明専有部分管理命令が発せられた場合にあつては、共有物である専有部分）に係る所在事項

二 供託所の表示

三 供託番号

四 供託した金額

五 裁判所の名称、件名及び事件番号

2 法第八十八條第五項に規定する法務省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 管理不全専有部分管理命令（法第四十六條の八第一項に規定する管理不全専有部分管理命令をいう。）の対象とされた専有部分又は管理不全共用部分管理命令（法第四十六條の十三第一項に規定する管理不全共用部分管理命令をいう。）の対象とされた共用部分に係る所在事項

「条を加える。」

「条を加える。」

<p>二 供託所の表示</p> <p>三 供託番号</p> <p>四 供託した金額</p> <p>五 裁判所の名称、件名及び事件番号</p>	
<p>備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	

(法務省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部改正)

第二条 法務省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則(平成十七年法務省令第四十四号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後

別表第一（第三条関係 法の適用対象のもの）	
番号	保存
一～五	〔略〕
六	建物の区分所有等に関する法律（昭和三十七年法律第六十九号）第三十三条第一項の規定による規約の保存（同法第六十六条、第七十三条及び第七十九条において準用する場合を含む。）
七	建物の区分所有等に関する法律第四十五条第四項において準用する同法第三十三条第一項の規定による書面又は電磁的方法による決議に係る書面の保存（同法第六十六条、第七十三条及び第七十九条において準用する場合を含む。）
八	〔略〕
〔削る。〕	
別表第二の一（第三条関係 法の適用対象のもの）	
番号	保存

改正前

別表第一（第三条関係 法の適用対象のもの）	
番号	保存
一～五	〔同上〕
六	建物の区分所有等に関する法律（昭和三十七年法律第六十九号）第三十三条第一項の規定による規約の保存（同法第六十六条において準用する場合を含む。）
七	建物の区分所有等に関する法律第四十五条第四項において準用する同法第三十三条第一項の規定による書面又は電磁的方法による決議に係る書面の保存（同法第六十六条において準用する場合を含む。）
八	〔同上〕
九	被災区分所有建物の再建等に関する特別措置法（平成七年法律第四十三号）第二条第四項において準用する建物の区分所有等に関する法律第三十三条第一項の規定による書面又は電磁的方法による決議に係る書面の保存
別表第二の一（第三条関係 法の適用対象のもの）	
番号	保存

別表第四（第八条関係 法の適用対象のもの）	
一～三	〔略〕
四	建物の区分所有等に関する法律第四十二条第五項において準用する同法第三十三条第一項の規定による議事録の保存（同法第六十六条、第七十三条及び第七十九条において準用する場合を含む。）
五～七	〔略〕
八	〔削る。〕
九	〔略〕
別表第四（第八条関係 法の適用対象のもの）	
一～二	縦覧等 〔略〕
三	建物の区分所有等に関する法律第三十三条第二項の規定による規約の閲覧（同法第六十六条、第七十三条及び第七十九条において準用する場合を含む。）
四	建物の区分所有等に関する法律第四十二条第五項において準用する同法第三十三条第二項の規定による議事録の閲覧（同法第六十六条、第七十三条及び第七十九条において準用する場合を含む。）
五	建物の区分所有等に関する法律第四十五条第四項において準用する同法第三十三条第二項の規定による書面又は電磁的方法による決議に係る書面の閲覧（同法第

別表第四（第八条関係 法の適用対象のもの）	
一～三	〔同上〕
四	建物の区分所有等に関する法律第四十二条第五項において準用する同法第三十三条第一項の規定による議事録の保存（同法第六十六条において準用する場合を含む。）
五～七	〔同上〕
八	被災区分所有建物の再建等に関する特別措置法第二条第四項において準用する建物の区分所有等に関する法律第三十三条第一項の規定による議事録の保存
九	〔同上〕
別表第四（第八条関係 法の適用対象のもの）	
一～二	縦覧等 〔同上〕
三	建物の区分所有等に関する法律第三十三条第二項の規定による規約の閲覧（同法第六十六条において準用する場合を含む。）
四	建物の区分所有等に関する法律第四十二条第五項において準用する同法第三十三条第二項の規定による議事録の閲覧（同法第六十六条において準用する場合を含む。）
五	建物の区分所有等に関する法律第四十五条第四項において準用する同法第三十三条第二項の規定による書面又は電磁的方法による決議に係る書面の閲覧（同法第

備考 表中の「」の記載は注記である。	六	「削る。」	六十六条、第七十二条及び第七十九条において準用する場合を含む。）
	[略]		
	七	六	六十六条において準用する場合を含む。）
	[同上]	被災区分所有建物の再建等に関する特別措置法第二条第四項において準用する建物の区分所有等に関する法律第三十三条第二項の規定による議事録又は書面若しくは電磁的方法による決議に係る書面の閲覧	

附 則

この省令は、令和八年四月一日から施行する。